

京都市ケアラーに関する包括的な相談窓口業務 提案内容評価要領

1 基本的な考え方

受託候補者を決定するため、企画提案書により、提案内容の総合的な評価を行う。

2 評価の方法

(1) 評価項目及び配点

評価事項	評価の視点	加重(A)	審査点(B)	評価点 (A×B)	評価点 (満点)
1	基本理念	2			10
2	運営実績	3			15
3	受託希望理由 及び運営方針	2			10
4	各委託業務の 手法や進め方	3			15
5	人員配置	2			10
6	職員の質の確保	3			15
7	事業運営	2			10
8	関係機関等 との連携	2			10
9	見積額	1			5
合計					100

(2) 評価項目及び配点

100点を満点として、提案内容評価要領に基づき評価・採点する。

ア 加重（倍率）の考え方

評価項目の重要度の高いものや提案内容に差が出やすい項目に対して、加重（倍率）を設定している。

イ 審査点の考え方

評価対象の各項目を以下のとおり審査する。

審査	項目審査点
優れている。	5点
やや優れている。	4点
普通である。	3点
やや劣っている。	2点
劣っている。	1点

ウ 「見積金額」の評価基準

- ・「優れている」5点
予定価格の90%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- ・「やや優れている」4点
予定価格の90%以上95%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- ・「普通である」3点
予定価格の95%以上99%未満の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- ・「やや劣っている」2点
予定価格以内の提案で、業務の円滑な運営が期待できる場合
- ・「劣っている」1点
予定価格以内ではあるが、積算の根拠が曖昧な場合又は業務の円滑な運営が期待できない場合

エ 評価点の考え方

計算は「加重（倍率）×審査点」により行う。

(3) 評価者（審査員）

保健福祉局福祉のまちづくり推進室長

保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・ケアラー支援推進課長

保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・ケアラー支援推進担当係長